

令和5年3月7日
(令和5年4月1日適用)

各部局等の長 殿

新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部

本部長 杉 山 直

令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方について

基本的な感染防止対策としてのマスク着用の位置づけについて、国の方針及びそれを受けた愛知県の対応に基づき、下記のとおり取扱うことといたしますので、学生・教職員に対し周知願います。

なお、学校におけるマスクの着用の考え方の見直しについては、令和5年2月10日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について（周知）」により、令和5年4月1日から適用することとされていることにご留意願います。

記

1. マスクの着用について

本学としてマスクの着用を求めず、マスクの着用は屋内、屋外を問わず、個人の判断に委ねることとします。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようお願いいたします。

2. マスクの着用が効果的な場面について

マスクの着用が効果的な場面について、次のような例を国及び愛知県が示しています。個人で判断する際の参考にしてください。

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等へ訪問する時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時
※概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ 症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。

3. 本通知発出に伴い、令和4年5月27日付け「マスク着用の考え方について」は廃止することとします。